（土地収用法施行令の一部改正）

第八条　土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第百二条」を「第九十九条、第百条第一項及び」に改め、「及び第百九条」を削り、「第百二条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、「成年被後見人」と」の下に「、同法第百条第一項中「裁判所」とあるのは「収用委員会」と」を加え、「、同法第百九条中「裁判所」とあるのは「収用委員会」と」を削る。

第六条第三項中「第百二条」を「第九十九条、第百条第一項及び」に改め、「及び第百九条」を削り、「第百二条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、「成年被後見人」と」の下に「、同法第百条第一項中「裁判所」とあるのは「通知すべき者」と」を加え、「、同法第百九条中「公務員」とあるのは「公務員（起業者の職員を含む。）」と、「裁判所」とあるのは「通知すべき者」と」を削る。

第九条　航空機登録令（昭和二十八年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「謄本」の下に「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加え、「附記」を「付記」に改める。

第二十四条中「まつ消」を「抹消」に改め、「謄本」の下に「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第二十五条の見出し中「まつ消した」を「抹消した」に改め、同条中「まつ消した」を「抹消した」に改め、「謄本」の下に「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第二十九条第一項中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第二項中「謄本」の下に「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加え、「まつ消」を「抹消」に改める。

第三十一条中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

第三十二条中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第四十三条中「謄本」の下に「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（特許登録令の一部改正）

第十条　特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第二十四条第一項中「又は抄本」を「若しくは抄本又は裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」に改める。

第二十五条中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

第三十四条の見出し中「抹消した」を「抹消した」に改め、同条中「抹消した」を「抹消した」に、「を添付しなければ」を「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付しなければ」に改める。

第五十三条の見出し及び同条第一項中「抹消」を「抹消」に改め、同条第二項中「を添付した」を「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付した」に、「抹消」を「抹消」に改める。

第五十四条第一項中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第五十五条の見出し中「抹消」を「抹消」に改め、同条中「抹消」を「抹消」に、「を添付しなければ」を「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付しなければ」に改める。

（実用新案登録令の一部改正）

第十一条　実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の五中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第六条の二中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

第六条の四第一項中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（意匠登録令の一部改正）

第十二条　意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の五中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第六条の二中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

第六条の七第一項中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（商標登録令の一部改正）

第十三条　商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の三中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

第九条の六第一項中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（ダム使用権登録令の一部改正）

第十四条　ダム使用権登録令（昭和四十二年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「又は抄本を添付して」を「若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを添付して」に改める。